

入札説明書（再度公告）

「国立文楽劇場安全・老朽化対策（自動火災報知設備受信機等更新）工事」に係る入札公告（消防施設工事）（再度公告）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 工事概要等

- (1) 工事名 国立文楽劇場安全・老朽化対策（自動火災報知設備受信機等更新）工事
- (2) 工事場所 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (3) 工事概要 本工事は国立文楽劇場の自動火災報知設備の受信機、防災盤、表示機及び中継器等の更新を実施する。
- (4) 工期 契約締結日の翌営業日から令和9年3月5日（金）までとする。
- (5) 本工事は、資料の提出、入札等を紙入札方式により行う。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格において、令和7・8年度の「消防施設工事」、「電気工事」又は「電気通信工事」でA等級の認定を受けている者。なお、独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会から「独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準」に基づく取引停止措置（以下取引停止措置）という。）又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成23年度以降に元請けとして、完成・引渡しが完了した、次の①から③に掲げる基準を満たす同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
 - ①構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物（但し共同住宅「消防法施行令防火対象物の5項ロに該当するもの」及び含むものは除く。）
 - ②実績規模：6,000㎡以上の建物の火災報知設備受信機（総合防災盤含む。）を設置した実績のあるもの（1台の受信機の警戒区域が6,000㎡以上の場合、複数建物の合計「直接火災感知器を接続し警戒するもの」も可。）

- ③工種：新築または改修工事に含まれるものでも可。
- (6) 次に掲げる施工実績を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で当該工事に配置できること。
- ①構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
- ②施工実績：自動火災報知設備受信機の設置（R型、GR型）を施工した実績
- ③工種：新築または改修工事に含まれるものでも可。
- ④監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。主任技術者にあつては「1級消防施設工事施工管理技士」、「1級電気工事施工管理技士」、「1級電気通信工事施工管理技士」又は国土交通大臣が同等と認める資格を有するもの。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ①資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ②人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（経常建設共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ②「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (ア) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ウ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (エ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (10) 分任契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 担当部課及び担当者

〒542-0073 大阪府大阪府中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場事業推進課 中西
電 話：06-6212-5085（ダイヤルイン）
メールアドレス：suishin1-nbt@ntj.jac.go.jp

4. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記2. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記2. (1) 及び(3) から(10) までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

令和8年6月8日(月) から令和8年6月17日(水) までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

② 提出先

上記3. に同じ。

③ 提出方法

提出先に持参若しくは郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。) すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、別紙「提出書類について」に従い作成すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年6月24日(水) までに電子メールにより通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

上記3. に同じ。

5. 競争参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当役に対して、競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

①提出期限 令和8年6月30日(火) 午後5時

②提出場所 上記3. に同じ

- ③提出方法 書面（書式自由）を持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電子メールによるものは受け付けない。
受付は、土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時までとする。

(2) (1) の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 上記(1) ①の提出期限の日の翌日から起算して5日以内に回答する。
② 回答方法 質問回答書を郵送する。

6. 特記仕様書、設計図面、数量公開の交付について

特記仕様書、設計図面、数量公開については令和8年6月8日（月）より交付するので、電子メールにて上記3. に自由書式にて会社名、部署名、担当者名、連絡先を記述し提出すること。

7. 質問について

本件に関する質問は、以下の内容に区分して電子メールの添付ファイル（Microsoft Excel データ）にて上記3. に提出すること。なお、提出後3. の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問様式：Microsoft Excel の別記様式5をダウンロードして入力する。

(入札説明書に関する質問)

- (1) 期 間：令和8年6月8日（月）から令和8年6月12日（金） 午後5時（必着）
(2) 質問に対する回答：令和8年6月16日（火）午前11時までに、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上にて公開する。

(現場説明書・特記仕様書・図面に関する質問)

- (1) 期 間：令和8年6月8日（月）から令和8年6月15日（月）午後5時（必着）
(2) 質問に対する回答：全ての申請者に対し質問の都度、電子メールにて回答する。また令和8年6月17日（水）午前11時までに、取りまとめた最終版を独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上にて公開する。

8. 競争執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年6月26日（金） 午後15時
(2) 場 所：大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 5階会議室
※ 遅刻の場合は、入札に参加できない。

9. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、法定福利費も明示すること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号、代表者の氏名及び工事名を記載すること。
- (3) 入札参加者は押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、提出した工事費内訳書について分任契約担当役(補助者を含む。)が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書第24第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

【表】工事費内訳書確認事項

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々
件名及び社名を記入した上封印をして提出すること。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を
生じるものではない。

1 1. 入札保証金 免除

1 2. 契約保証金

契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に分任
契約担当役を被保険者とし、債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を
締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と債務の履行を保証する公共工事履行保証証券
による保証契約を付し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。なお、契約
保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

1 3. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした
者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、本入札説明書、別冊
現場説明書及び別冊独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条
件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施
細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効
とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に
いて上記2. に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

1 4. 落札者の決定方法

本件の工事を実施できると分任契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術
文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格
をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格
によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められ
るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて
著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他
の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 5. 低入札価格調査

(1) 本件に関し、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、入札を「保留」とし、契
約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関
係機関への意見照会等の調査（低入札価格調査）を行い、落札者の決定をする。なお、低入
札価格調査基準価格の詳細については別紙「低入札価格調査基準価格を下回った場合の取扱

いについて」の1を参照すること。また、この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

- (2) 調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。
- (3) 調査中に履行不可能の申し出があった場合、指名停止措置（原則2ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがあるので注意すること。
- (4) 低入札価格調査を実施した場合
 - ①低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、独立行政法人日本芸術文化振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - ②独立行政法人日本芸術文化振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
 - ③次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者としないう旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。
 - ④低入札価格調査の結果については、振興会が準用する「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表」（平成19年9月19日付け19文科施第223号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）に基づき、振興会ホームページにおいて公表することについて同意了承すること。

1 6. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があった場合、独立行政法人日本芸術文化振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

1 7. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1 8. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3. に同じ。

1 9. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者等又は契約相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者等又は契約相手方が負担するものとする。
- (3) 入札参加者は、別冊独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別冊契約書(案)を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。
- (4) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく取引停止を行うものとする。
- (6) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。(例：大阪府競争入札参加資格受付票)
- (7) 入札説明書等入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (9) 本入札説明書の別記様式1、別記様式4、入札書、委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (10) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、「文部科学省発注工事請負等契約規則別記第一号工事請負契約基準」による。

提出書類について

競争参加資格の確認のための申請書及び資料として、下記①～⑨の書類を提出すること。

記

- ① 競争参加資格確認申請書（別記様式 1）
- ② 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
- ③ 同種工事の施工実績（別記様式 2）
※入札説明書 2.（5）に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を記載すること。
※記載する工事の施工実績の件数は 1 件でよい。
- ④ 同種工事の施工実績に係る契約書等の写し
※③の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。
- ⑤ 配置予定の技術者（別記様式 3）
※入札説明書 2.（6）に掲げる施工実績及び資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、施工実績並びに申請時における他工事の従事状況等を記載すること。
※配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、並びに申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。
※同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。
- ⑥ 上記⑤を証明する資格証・契約書等の写し
※有効期限内のもののみ有効である。
- ⑦ 配置予定の技術者について直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類
※資料例
 - ・ 監理技術者資格者証
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 - ・ 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書 等
- ⑧ 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県に本店、支店又は営業所が所在することを証明する会社案内等の印刷物等
- ⑨ 誓約書（別記様式 4）

【注意事項】

③施工実績については、平成 23 年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、かつ引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

分任契約担当役国立文楽劇場長 佐藤 和男 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 8 年 6 月 8 日付で公告のありました「国立文楽劇場安全・老朽化対策（自動火災報知設備受信機等更新）工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第 16 条及び第 17 条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書別紙②に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書別紙③に定める施工実績を記載した書面（別記様式 2）
3. 入札説明書別紙④に定める契約書等の写し
4. 入札説明書別紙⑤に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面（別記様式 3）
5. 入札説明書別紙⑥に定める配置予定技術者の資格証・契約書等の写し
6. 入札説明書別紙⑦に定める配置予定の技術者について直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類
7. 入札説明書別紙⑧に定める会社案内等の印刷物等
8. 入札説明書別紙⑨に定める誓約書（別記様式 4）

以上

本件責任者（氏 名）： _____

担 当 者（氏 名）： _____

責任者連絡先（電話番号）： _____

担当者連絡先（電話番号）： _____

同種の工事の施工実績

申請者名（会社名）：_____

競争参加資格		<p>平成23年度以降に元請けとして、完成・引渡しが完了した、次の①から③に掲げる基準を満たす同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。</p> <p>①構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物（但し共同住宅「消防法施行令防火対象物の5項ロに該当するもの」及び含むものは除く。）</p> <p>②実績規模：6,000㎡以上の建物の火災報知設備受信機（総合防災盤含む。）を設置した実績のあるもの（1台の受信機の警戒区域が6,000㎡以上の場合は、複数建物の合計「直接火災感知器を接続し警戒するもの」も可。）</p> <p>③工種：新築または改修工事に含まれるものでも可。</p>
工事名称等	工事名	※契約書等に記載されている工事名と一致させること。
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模 (延べ面積)	(㎡)
	施工面積	(㎡)
	工事内容	

主任技術者等の資格・工事経験

申請者名（会社名）： _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		
法令による資格・免許		例) 一級建築士（取得年） 技術士（機械部門。科目：**）（取得年）
施工実績		
申請時における他工事の 従事状況等	工 事 名	※契約書等に記載されている工事名と一致させること。
	発 注 機 関 名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第417号）第2条第1項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

(5) 総会屋

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

(7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8) その他前各号に準ずる者。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

(4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

分任契約担当役国立文楽劇場長 佐藤 和男 殿

〔住 所〕

本件責任者（氏名）

〔商号又は名称〕

担 当 者（氏名）

〔代表者役職及び氏名〕

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

質 問 書

独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役国立文楽劇場長
佐藤 和男 殿

質問者

【 住 所 】

【 商号又は名称 】

【代表者役職及び氏名】

【 担当部署・担当者名 】

【 担当者連絡先 】 TEL:

Mail:

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

低入札価格調査基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則（以下「実施細則」という。）第22条に基づき、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) （統一基準における）直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) （統一基準における）共通仮設費の額に10分9を乗じて得た額
- (3) （統一基準における）現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) （統一基準における）一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 入札の結果、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、実施細則第22条に基づき低入札価格調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項